

大台野飲雑用水水質検査業務委託仕様書

第1 (基本事項)

1 目的

本委託業務は、大台野飲雑用水の管末の上水及び浄水場原水等の水質検査を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、酒田市（以下「委託者」という）が委託する「大台野飲雑用水水質検査業務委託」に関し、委託者及び受託者が遵守すべき事項を示すものである。

3 履行場所

酒田市草津地内

4 業務の委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5 受託者の条件

国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関で山形県で検査が行えること。または、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関で山形県で検査が行えること。

第2 (一般事項)

1 法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

受託者は、業務の遂行上直接または間接に知りえた秘密を外部へ漏らし、またはほかの目的に利用してはならない。

3 再委託の禁止

水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。ただしあらかじめ書面により委託者の承認を得たときはこの限りでない。

4 手続き等

受託者は業務の遂行上必要な手続き等は、受託者の負担で行う。

5 疑義について

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

第3 (検査項目)

1 検査項目及び予定数は別紙1～3のとおり。

- (1) 水質基準項目
- (2) 水質管理目標設定項目
- (3) クリプトスポリジウム及びジアルジア
- (4) クリプトスポリジウム指標菌
- (5) 原水検査

2 採水

採水作業については、この業務委託の範囲外とする。

3 容器等

- (1) 受託者は容器及び保冷剤等を準備し、検査の前月末までに引き渡すこと。
- (2) 引き渡し場所は、八幡総合支所とする。
- (3) 引渡し場所までの容器等の運搬に係る費用は、受託者負担とする。

4 試料

- (1) 八幡総合支所で試料の引渡しを行い、受託者は、速やかに試料を検査施設まで搬入する。
- (2) 検査施設までの試料の運搬に係る費用は、受託者負担とする。

5 結果報告

- (1) 受託者は、検査終了後、速やかに委託者へ水質検査結果書を提出する。
- (2) 受託者は、結果に異常が認められたときには、直ちに委託者に報告する。

第4 (検査方法)

1 水質基準項目

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)による。

2 水質管理目標設定項目

平成15年10月10日健発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知別添4による。

3 クリプトスポリジウム及びジアルジア

平成19年3月30日健水発第0330006号厚生労働省健康局水道課長通知別添3による。

なお、原虫が検出された場合は、写真を添付して直ちに委託者に報告し、協議の上、必要があればクロスチェックを行うものとする。

4 クリプトスポリジウム指標菌

平成19年3月30日健水発第0330006号厚生労働省健康局水道課長通知別添1及び別添2による。

5 原水検査

上水試験方法による。

第5 (検査)

受託者は、各月の水質検査が完了したときは、遅滞なく水質検査結果を添えた報告書を提出し、委託者が行う検査を受けなければならない。

第6 (その他の事項)

1 支払方法

- (1) 委託料の支払いは、各月の検査結果報告に基づき毎月支払うものとする。
- (2) 委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対して各月の水質試験に応じた請求書を提出できるものとする。
- (3) 委託者は、受託者より正当な請求書を受け取ってから30日以内に受託者に対して支払うものとする。

2 緊急対応

- (1) 水質検査の結果に異常が認められた場合、緊急を要するときは検討及び検査を指示する
場合がある
- (2) 受託者は、緊急の検査等を依頼された場合、終日これに応ずることができる体制を整
備し書面にて委託者に提出する。
- (3) 緊急の検査を依頼した場合の費用については、別途支払うものとする。